

議案第3号

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

次のとおり、湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年1月22日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条に改め、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の区分) 第2条 特殊勤務手当の区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 災害応急作業等手当</u>	(特殊勤務手当の区分) 第2条 特殊勤務手当の区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略
(町税等の滞納処分に従事する職員の特殊勤務手当) 第5条 略	(町税等の滞納処分に従事する職員の特殊勤務手当) 第5条 略
<u>(災害応急作業等手当)</u> 第6条 災害応急作業等手当は、職員が、 <u>次に掲げる場合に支給する。</u> <u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u>	

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）
第46条第1項（第2号を除く。）の
規定に基づき通行が禁止されている
区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設又は鉄道施設

- (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事
故により重大な災害が発生した箇所又
はその周辺において行う災害警備又は
遭難救助の作業
- (3) 避難所の運営、罹災証明に係る家屋
調査
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第
223号）第23条第1項又は第23条の2
第1項の規定に基づき災害対策本部が
設置された地方公共団体の区域に派遣
されて行う関係行政機関等との災害応
急対策に係る連絡調整の作業
- (5) 前各号に掲げる作業に相当すると町
長が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日
1日につき、次の各号に掲げる作業の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業の種類に応
じて次に掲げる額
- ア 巡回監視 710円
- イ 応急作業等 1,080円
- (2) 前項第2号の作業 840円
- (3) 前項第3号の作業 1,080円
- (4) 前項第4号の作業 710円
- (5) 前項第5号の作業 1,080円を超
ない範囲内において、それぞれの作
業に応じて町長が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる場合の第1項の手当の額は、それ
ぞれ当該各号に定める額（同一の日にお

いて当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。

(1) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業(同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると町長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業(同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が町長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項で定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第4号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第4号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(委任)

第7条 略

(委任)

第6条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。